

●指定医の職務

- (1) 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- (2) 患者データ（医療意見書の内容）を国の登録システムに登録すること。

●指定医の要件

以下のいずれかの要件を満たす医師であること。

- (1) 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、関係学会の専門医の認定を受けていること。
- (2) 疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験があり、都道府県等が実施する研修を修了していること。

※1 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。

<留意点> 「指定医」の要件となる研修については、詳細が決まりましたら、追ってお知らせいたします。指定医の要件となる研修の修了証は、受講した自治体以外の自治体において指定医の申請をする場合にも有効となります。

●指定医の申請手続き

申請を希望される場合は、保健所保健予防課へご連絡ください。

※勤務先が富山市以外の富山県内にある医療機関の方は、富山県へお問合せください。

<留意事項>

- ・ 指定後、富山市から申請者宛に指定通知を送付いたします。
- ・ 富山市が指定を行った指定医の氏名、勤務先医療機関名、担当する診療科名を公表します。
- ・ 指定通知書の記載事項及び連絡先に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。
- ・ 富山市以外の医療機関に勤務先を変更する等で、富山市の医療機関で医療意見書の作成を行わなくなる場合は、富山市に「辞退届」を提出するとともに、変更先の医療機関の所在地を管轄する自治体に改めて「指定医指定申請書」を提出して新たな指定を受けてください。